

## 災害緊急時の連絡等について

## 収容避難場所（地域避難所）

基本的には、災害が発生した場合、区災害対策本部の依頼があれば収容避難場所として開設できる体制を整える。

## (1) 避難者が施設に入ってきた場合

避難所開設の可否について、区災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。開設しない場合については、区災害対策本部の指示に基づき開設中の避難所を案内する。

## (2) 施設に損壊が生じた場合

## ① 避難者が発生し、避難所として開設するにあたり支障がある場合

施設の損壊状況について、区災害対策本部に連絡の上で指示を受ける。

## ② 避難者が発生せず、単なる施設の損壊

施設所管課に連絡。

## (3) 開館時間内と時間外

基本的には開館時間内の対応。

## (4) 災害が発生し、負傷者が出た場合

## ① 避難者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、区災害対策本部に連絡。

## ② 利用者の場合

救急処置、119番通報等必要な措置をとり、施設所管課に連絡。